

奈良市公報

第104号

令和5年9月19日発行
 発行所 奈良市役所
 発行人 奈良市長
 編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

| 月 | 日 | 番号 | 件名 | 主管 |
|---|----|----|----------------|--------|
| 8 | 17 | 48 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 総務課 |
| 8 | 17 | 49 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 保護課 |
| 8 | 17 | 50 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 保護課 |
| 8 | 17 | 51 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 教育総務課 |
| 8 | 18 | 52 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 人事課 |
| 8 | 25 | 53 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 環境清美工場 |

告 示

| 月 | 日 | 番号 | 件名 | 主管 |
|---|----|-----|--|------------------------|
| 8 | 17 | 385 | 令和3年奈良市告示第233号（新型コロナウイルス感染症 予防接種の実施）の一部改正 | 新型コロナウイルス ワクチン接種推進課 |
| 8 | 18 | 386 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 8 | 18 | 387 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更 | 農政課 |
| 8 | 21 | 388 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 8 | 21 | 389 | 放置自転車等の処分 | 環境政策課 |
| 8 | 22 | 390 | 令和5年奈良市告示第298号（なら工芸館の臨時休館）の 一部改正 | 産業政策課 |
| 8 | 24 | 391 | 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の 届出 | 保護課 |
| 8 | 24 | 392 | 生活保護法の規定による医療機関の指定 | 保護課 |
| 8 | 24 | 393 | 奈良市勤労者総合福祉センターの臨時休館 | 産業政策課 |
| 8 | 24 | 394 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 8 | 24 | 395 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 8 | 24 | 396 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 8 | 25 | 397 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 8 | 25 | 398 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 8 | 28 | 399 | 道路の位置指定 | 建築指導課 |
| 8 | 30 | 400 | 奈良市議会定例会の招集 | 総合政策課 |
| 8 | 31 | 401 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |

| 公 営 企 業 | | | | |
|---------|----|----|----------------|------|
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 8 | 16 | 15 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 給排水課 |
| 8 | 16 | 45 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 給排水課 |

| 教 育 委 員 会 | | | | |
|-----------|----|----|----------------|-------|
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 8 | 18 | 13 | 定例教育委員会の開催 | 教育政策課 |
| 8 | 31 | 8 | 奈良市公報号外第22号に掲載 | 地域教育課 |

告

示

奈良市告示第385号

令和3年奈良市告示第233号(新型コロナウイルス感染症予防接種の実施)の一部を次のように改正し、令和5年8月7日から適用する。

令和5年8月17日

奈良市長 仲川 元 庸

1 予防接種の種類、ワクチンの種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所の表を次のように改める。

| 予防接種の種類 | ワクチンの種類 | 予防接種の対象者の範囲 | | 予防接種を行う期間 | 予防接種を行う場所 |
|--------------|--|--|-------------------------|------------------------|--|
| 新型コロナウイルス感染症 | コミナティ筋注 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第165号)附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされる同省令第3条の規定による改正前の予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)附則(以下「令和4年12月改正前省令附則」という。)第7条第1項第1号に規定する方法) | 初回接種(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項の初回接種をいう。以下同じ。) | 12歳以上の者 | 令和3年4月12日から令和6年3月31日まで | 厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」に掲載されている本市内の接種会場 |
| | コミナティ筋注5~11歳用(令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第3号に規定する方法) | 初回接種 | 1回目の接種時において、5歳以上12歳未満の者 | 令和4年2月21日から令和6年3月31日まで | |
| | ヌバキソビッド筋注(令和4年 | 初回接種 | 12歳以上の者 | 令和4年5月25日から令和6年 | |

| | | | | |
|--|--|-----------------------------------|---|-------------------------|
| | 12月改正前省令附則第7条第1項第4号に規定する方法) | | | 3月31日まで |
| | 令和五年春開始接種（予防接種実施規則附則第9条第1項の令和五年春開始接種をいう。以下同じ。） | | 12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。） | 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで |
| | コミナティ筋注6ヵ月～4歳用（令和4年12月改正前省令附則第7条第1項第5号に規定する方法） | 初回接種 | 1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者 | 令和4年10月24日から令和6年3月31日まで |
| | スパイクバックス筋注（2価：起源株／オミクロン株BA.1）（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法） | 令和五年春開始接種 | 12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。） | 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで |
| スパイクバックス筋注（2価：起源株／オミクロン株BA.4-5）（令和4年12月改 | 令和四年秋開始接種（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項の令和四年秋開始接種をいう。以下同じ。） | 6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス | 令和5年8月7日から令和6年3月31日まで | |

| | | | | |
|---|--------------------------|---|---|-----------------------|
| | 正前省令附則第10条第1項第1号に規定する方法) | | ルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。) | |
| | | 令和五年春開始接種 | 6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。) | 令和5年8月7日から令和6年3月31日まで |
| | | | 12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。) | 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで |
| コミナティ筋注5～11歳用（2価：起源株／オミクロン株BA.4-5）（令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第2号に規定する方法） | 初回接種 | 1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者 | 令和5年8月7日から令和6年3月31日まで | |
| | 令和四年秋開始接種 | 5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医 | 令和5年3月8日から令和6年3月31日まで | |

| | | | | |
|--|---|-----------|---|-----------------------|
| | | | 師が認めるものを除く。) | |
| | | 令和五年春開始接種 | 5歳以上12歳未満の者(基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。) | 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで |
| | コミナティ RTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.1)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第3号に規定する方法) | 初回接種 | 12歳以上の者 | 令和5年8月7日から令和6年3月31日まで |
| | | 令和五年春開始接種 | 12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。) | 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで |
| | コミナティ RTU筋注(2価:起源株/オミクロン株BA.4-5)(令和4年12月改正前省令附則第10条第1項第3号に規定する方法) | 初回接種 | 12歳以上の者 | 令和5年8月7日から令和6年3月31日まで |
| | | 令和五年春開始接種 | 12歳以上の者(12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと | 令和5年5月8日から令和6年3月31日まで |

| | | | | | |
|--|--|--|------------------------------------|--|--|
| | | | 医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。) | | |
|--|--|--|------------------------------------|--|--|

備考 既に令和四年秋開始接種又は令和五年春開始接種を受けた者にあつては初回接種を、既に令和五年春開始接種を受けた者にあつては令和四年秋開始接種をそれぞれ接種することができない。

(令和 5 年 8 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 386 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 8 月 18 日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 5 年 5 月 29 日 奈良市指令整開 第 23A-4 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 5 年 8 月 18 日 第 1855 号
公共施設 令和 5 年 8 月 18 日 第 930 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺二丁目 60 番・61 番合併 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺国見町一丁目 4 番 1-1
大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支店長 大矢 卓司
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
調整池：奈良市大安寺二丁目 60 番・61 番合併 3 の一部

(令和 5 年 8 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 387 号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 6 項に基づき公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案について意見がある農業者等は、令和 5 年 8 月 28 日まで市に意見を申し出ることができます。

令和 5 年 8 月 18 日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案の縦覧期間
令和 5 年 8 月 18 日から令和 5 年 8 月 28 日まで
- 2 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市観光経済部農政課内

(令和 5 年 8 月 18 日揭示済)

奈良市告示第 388 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和 5 年 8 月 16 日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 8 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 389 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 処分の根拠
移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 3 処分年月日
令和 5 年 8 月 21 日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
令和 5 年 1 月 11 日、同月 17 日及び同月 26 日

(令和 5 年 8 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 390 号

令和 5 年奈良市告示第 298 号（なら工藝館の臨時休館）の一部を次のように改正し、令和 5 年 8 月 22 日から適用します。

令和 5 年 8 月 22 日

奈良市長 仲川 元庸

「同年 11 月 7 日」を「同年 11 月 14 日」に改める。

(令和 5 年 8 月 22 日揭示済)

奈良市告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月24日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------------|---------------|
| ひだまり薬局 田原店 | 奈良県奈良市此瀬町357番地の1 | 令和5年 6月30日 |
| ひだまり薬局 神殿店 | 奈良県奈良市神殿町650番地 | 令和5年 6月30日 |

(令和5年8月24日掲示済)

奈良市告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年8月24日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------|-------------------|--------------|
| ひだまり薬局 田原店 | 奈良県奈良市此瀬町357番地の1 | 令和5年 7月1日 |
| ひだまり薬局 神殿店 | 奈良県奈良市神殿町650番地 | 令和5年 7月1日 |
| 訪問看護ステーション なら八条 | 奈良県奈良市八条五丁目437番10 | 令和5年 7月1日 |

(令和5年8月24日掲示済)

奈良市告示第393号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の4第2項の規定により、令和5年11月25日に奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

令和5年8月24日

奈良市長 仲川元庸

(令和5年8月24日掲示済)

奈良市告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年8月24日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年9月1日 奈良市指令整開 第22A-10号

令和5年7月25日 奈良市指令整開 第22A-10-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年8月24日 第1856号

公共施設 令和5年8月24日 第931号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園緑ヶ丘二丁目2830番1の一部及び2830番10

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町 383 番地

株式会社 元大 代表取締役 河野 紀夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2830 番 1 の一部及び 2830 番 10 の一部

下水道：奈良市学園緑ヶ丘二丁目 2830 番 1 の一部

(令和 5 年 8 月 24 日掲示済)

奈良市告示第 395 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 8 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 5 年 3 月 30 日 奈良市指令整開 第 22A-41 号

令和 5 年 4 月 26 日 奈良市指令整開 第 22A-41-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 5 年 8 月 24 日 第 1857 号

公共施設 令和 5 年 8 月 24 日 第 932 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺野神町一丁目 630 番 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 澤田 康志

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市西大寺野神町一丁目 630 番 1 の一部

(令和 5 年 8 月 24 日掲示済)

奈良市告示第 396 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 8 月 23 日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和5年8月24日掲示済)

奈良市告示第397号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年8月25日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年6月12日 奈良市指令整開 第23A-5号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年8月25日 第1858号

公共施設 令和5年8月25日 第933号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大安寺六丁目753番1及び753番2の各一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1

大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支店長 大矢卓司

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路: 奈良市大安寺六丁目753番1及び753番2の各一部

(令和5年8月25日掲示済)

奈良市告示第398号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年8月25日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年3月3日 奈良市指令整開 第22A-33号

令和5年7月24日 奈良市指令整開 第22A-33-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年8月25日 第1859号

公共施設 令和5年8月25日 第934号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神殿町418番、424番、426番1、426番2、683番、685番1、685番5及び685番6

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町744番地の1

木津生コンクリート工業株式会社 代表取締役 西善英

5 公共施設の種類、位置及び区域

水路: 奈良市神殿町424番及び426番1の各一部

調整池：奈良市神殿町 683 番、685 番 1 及び 685 番 5 の各一部

(令和 5 年 8 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 399 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 5 年 8 月 28 日

奈良市長 仲川 元 庸

| | |
|-------|--------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市平松五丁目 30 番 3-1 号 |
| 申請者氏名 | リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成 |
| 道路の位置 | 奈良市押熊町 2063 番 2 の一部 |
| 道路の幅員 | 最大 5.36m 最小 5.00m |
| 道路の延長 | 16.909m |
| 指定年月日 | 令和 5 年 8 月 28 日 |
| 指定番号 | 第 R0407 号 |

(令和 5 年 8 月 28 日掲示済)

奈良市告示第 400 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項及び第 7 項の規定により、令和 5 年 9 月 6 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和 5 年 8 月 30 日

奈良市長 仲川 元 庸

(令和 5 年 8 月 30 日掲示済)

奈良市告示第 401 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 31 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 8 月 28 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和5年8月31日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第13号

令和5年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和5年8月18日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日時

令和5年8月22日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告(1) 令和5年度9月補正予算要求額について

教育長報告(2) 奈良市青少年野外活動センター条例の一部改正について

教育長報告(3) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部改正について

教育長報告(4) 市長専決処分の報告について

議事

議案第22号 令和5年度奈良市教育委員会施策評価報告書(令和4年度教育委員会活動の点検・評価報告)について

議案第23号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第24号 令和6年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

その他報告事項

その他報告事項(1) 令和5年度市立中学校卒業式の日程について

その他報告事項(2) 「生活調べ」アンケートの結果について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和5年8月18日揭示済)